

令和6年度 公文書開示（5月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
3	R6. 3. 8	R6. 5. 7	・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その1） 報告書（令和4年3月） ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その2） 報告書（令和4年2月） ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その3） 報告書（令和4年3月） ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その4） 報告書（令和4年10月） ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その5） 報告書（令和5年2月） ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地質調査（その6） 報告書（令和5年10月） ・善福寺川上流調節池（仮称）工事に伴う地下水調査委託（その1） 報告書（令和5年3月）	※		1					1								（第7条第2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。	建設局 河川部 計画課
4	R6. 4. 11	R6. 5. 8	東京都都市計画道路事業補助幹線街路第29号 道路構造の概要（イメージ図）西大井、西大井東馬込区間	2		1								1	1				（第7条第5号及び第6号） 開示する文書のうち不開示とした部分について、都の内部における検討に関する情報であって、都市計画道路に係る道路構造等に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせる恐れがある。 また、これら混乱により、都市計画事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	建設局 第二建設事務所 工事第一課
5	R6. 4. 11	R6. 5. 9	東京都都市計画道路事業補助幹線街路第29号 道路構造の概要（イメージ図）大崎、戸越、豊町区間	3	1															建設局 第二建設事務所 工事第一課

令和6年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R6. 3. 11	R6. 5. 9	石神井川上流地下調節池における費用 便益分析の算出根拠資料	9	1															建設局 河川部 計画課
7	R6. 3. 11	R6. 5. 10	・下高井戸調節池の国費補助申請にお ける費用便益分析算出根拠資料 ・環状7号線地下広域調節池の国費補 助申請における費用便益分析の算出根 拠資料 ・城北中央公園調節池の国費補助申請 における費用便益分析の算出根拠資料 ・境川金森調節池の国費補助申請にお ける費用便益分析の算出根拠資料 ・谷沢川分水路の国費補助申請におけ る費用便益分析の算出根拠資料	22	1															建設局 河川部 計画課
8	R6. 5. 2	R6. 5. 10	境川木曽東調節池工事その2における ・工事設計概括書 ・工事費総括書 ・工事総括書 ・種別内訳書（V、SP含む） ・代価明細表（V、SP含む） ・機械器具調書 ・材料品調書 ・諸経費計算書 ・特記仕様書 ・図面 ・参考図	※	1															建設局 河川部 改修課
9	R6. 5. 2	R6. 5. 13	外環の2（石神井台）用地測量（その 2） 平面図、特記仕様書、委託総括書、種 別内訳書、代価明細表	※	1															建設局 三環状道路整備推 進部 整備推進課

令和6年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
10	R6. 5. 7	R6. 5. 14	土砂災害防止に関する基礎調査 （急傾斜地の崩壊）（急傾斜地の崩壊 区域調査） 201033-K074 （個人情報を除く）	※	1															建設局 南多摩西部建設事 務所 工事課
11	R6. 5. 7	R6. 5. 14	大和田急傾斜地崩壊防止施設補修工事 の施工体系図 （個人情報を除く）	1	1															建設局 南多摩西部建設事 務所 工事課
12	R6. 5. 2	R6. 5. 15	航空レーザー測量（5道管の1） ・特記仕様書 ・委託総括書 ・種別内訳書 ・代価明細表	※	1															建設局 道路管理部 保全課
13	R6. 5. 7	R6. 5. 20	・施工体系図（長沼公園法面改修工事 （5）） ・施工体系図（長沼公園法面改修工事 （5）（その2）） ・施工体系図（滝山公園法面改修工事 （5））	3	1															建設局 西部公園緑地事務 所 工事課
14	R6. 5. 7	R6. 5. 20	あきる野市山田地区急傾斜地崩壊防止 工事（その7） ・施工体系図（紙）	1	1															建設局 西多摩建設事務所 工事第二課

令和6年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公 文 書 の 件 名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
15	R6. 5. 7	R6. 5. 20	施工体系図 ・道路災害防除工事（5西の2） ・道路災害防除工事（5西の4） ・道路災害防除工事（5西の7） ・道路災害防除工事（5西の3） ・道路災害防除工事（5西の9） ・道路災害防除工事（5西の8）	6	1															建設局 西多摩建設事務所 補修課
16	R6. 4. 9	R6. 5. 21	城北中央公園調節池（一期）工事その2 ・質問回答書 ・見積整理表 ・登録単価一覧表 ・特別調査の結果報告書 （平成30年4月16日）	※		1												（第7条第6号） ・今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 ・見積業者から提供された単価等について、公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 第四建設事務所 工事第二課	
17	R6. 5. 15	R6. 5. 27	・公共用地境界報告書（48財用境申第2431号）のうち、 起案用紙、承諾書（代田4丁目591番4～5号） ・公共用地境界報告書（50財用境申第3431号）のうち、 起案用紙、承諾書（代田4丁目591番4～5号）	4		1							1					（第7条第4号） 印影は公にすることにより、偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。	建設局 総務部 用度課	
18	R6. 5. 17	R6. 5. 28	大栗川整備工事（その106）しゅん工図のうち 平面図 縦断面図 横断面図（1）～（9） 護岸構造図（1）、（2） 護岸平面図（1）、（2） （個人情報を除く）	15	1														建設局 南多摩西部建設事務所 工事課	

令和6年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等			
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号		
19	R6. 4. 8	R6. 5. 28	「環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事」 ・直接工事費の算出根拠資料（数量計算書） ・共通仮設費の算出根拠資料 ・工程算出根拠資料 ・登録単価一覧表 ・見積決定根拠資料（特別調査含む）	※		1							1				1				（第7条第3号） 見積業者の経営上の情報であり、これらを開示した場合には他の業者に経営上の情報が知られることとなり、当該業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第7条第6号） ・今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。また、見積業者から提供された単価等について、公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・都が行う公にしていない見積精査の過程であり、開示することにより、今後の適切な単価設定に支障が生じる恐れがあるため。 （第7条第3号） 団体の経営上の情報であり、これらを開示した場合には、当該団体の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第7条第6号） これらの情報は、都が行う公にしていない見積精査の過程であり、開示することにより、今後の適切な単価設定に支障が生じる恐れがあるため。 （第7条第6号） 他局等から提供された積算基準を元に設計しており、提供元を公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 第三建設事務所 工事第二課

令和6年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
20	R6. 5. 14	R6. 5. 28	・石神井川における調節池カット数量 及び容量の計算方法 ・南町調節池流入状況	14	1															建設局 河川部 計画課
21	R6. 5. 14	R6. 5. 28	・石神井川大規模特定河川事業の事業 計画の申請について （5 建河計第403号） ・石神井川大規模特定河川事業の事業 計画の取扱いについて（通知） （5 建河計第428号）	7	1															建設局 河川部 計画課
22	R6. 4. 4	R6. 5. 29	浜離宮恩賜庭園と清澄庭園の樹木管理 に使用している、樹木の位置や樹種名 が分かる資料					1											当該文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 公園緑地部 公園建設課
23	R6. 4. 5	R6. 5. 29	・上野恩賜公園 野外ステージ 管理 日誌（令和6年3月24日） ・添付写真	3		1					1								（第7条第2号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。	建設局 東部公園緑地事務 所 管理課
24	R6. 5. 17	R6. 5. 29	以下2つの文書を策定する際の庁内検 討資料及び議事録及び関係者提案文書 ・明治神宮内外苑風致地区におけるS 地区の指定及びこれに伴う審査基準の 策定について（照会） ・明治神宮内苑風致地区における地域 区分の変更及びこれに伴う風致地区条 例に基づく許可の審査基準の策定につ いて					1											当該文書について、現に保有しておらず存在しないため。	建設局 公園緑地部 公園課

令和6年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
25	R6. 5. 17	R6. 5. 31	・ 明治神宮内外苑風致地区におけるS地区の指定及びこれに伴う審査基準の策定について（照会） ・ 明治神宮内外苑風致地区における地域区分の変更及びこれに伴う風致地区条例に基づく許可の審査基準の策定について	※	1															建設局 公園緑地部 公園課
26	R6. 4. 2	R6. 5. 31	城北中央公園調節池（一期）工事その2 1. 第1回～第9回設計変更の金入り設計書（工事設計概括書・工事費総括書・工事総括書・種別内訳書・代価明細表・機械器具調書・材料品調書・諸経費計算書） 2. 第1回～第9回設計変更の変更設計図及び変更特記仕様書 3. 第1回～第9回設計変更の登録単価表 4. 第1回～第9回設計変更の数量計算書 5. 第1回～第9回設計変更の見積決定書・特別調査資料 6. 第1回～第9回設計変更の工程表	※	1						1			1					（第7条第3号） 個別の見積価格に係る部分（開示することによって、個別の見積単価が推測される部分を含む。）及び見積会社名は、法人における価格体系及び価格構成並びに個別の価格設定の概要が推測されることとなる情報であり、これらの情報が競合他社等に提供されると、他社が東京都から得た見積書を価格交渉の資料としたり、東京都から得た見積書を参考に自らの見積りを調整し営業戦略上優位に立つ可能性があることから、法人はその後の事業活動において不利な立場に置かれることとなるため。 （第7条第6号） 見積価格の精査内容は、開示した場合、今後当局が行う同種の見積において、見積会社の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じおそれがあるため。	建設局 河川部 改修課

表の見方
＜決定区分＞
・ 開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定） 条例 7 条＞
・ 一部開示及び不開示について、条例 7 条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・ 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・ 決定区分が存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・ 光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。